

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革推進委員会（平成30年）
(1) 政策の立案及び提言の強化					
ア 議員提案政策条例の体制づくりについて [提案理由] 去る9日13日付けの代表者会議において、組織名称を現行の「議会事務局」から「議会局」へと変更する要望を企画部に申し出たことを報告したが、その大きな目的として、議員提案の政策条例について、今後、本市議会の体制づくりを強化することの説明をした。その後、企画部からは10月4日付で「議会事務局」の名称は、現行のとおりとするものの一定の判断がされたため、ここで議員から政策条例の策定の申し出があった際の体制づくりを協議する。 [概要説明] 議員提案の政策条例については、議員の議案提出権（団体意思）に基づき定数の12分の1以上（本市議会では3人以上）の連署をもって提案することはできるが、その実効性や議会全体としての考え方を整理していくため、その受け皿となる体制づくりを協議する。他市議会では、全会派から委員を選出し、協議体を設置の上、議員提案の政策条例を議会全体として協議するスキームや、常任委員会で課題を所管事務調査として協議し、最終的に政策条例を提案するスキームなどがある。	【条例】小田原市議会基本条例第2条（議会の活動原則） 【条例】小田原市議会基本条例第12条（議会事務局） 【法律】地方自治法第112条（議員の議案提出権） 【規則】小田原市議会会議規則第15条（議案の提出）	議長	・議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において「議会事務局における政策立案（政策条例化）サポート体制の強化」として協議され、「本市の議会事務局の規模を踏まえると、専門職員の配置は、他の事務局機能を圧迫する可能性もあることから、今後も議会事務局が執行部との連携を図りながら、議員のサポートを行うことが適当である」との結論に至っている。	・条例制定は、政策提案の手法の一つである。 ・政策提案にあつては、議員や会派といった枠組みを超え、また行政を横断的に捉えることができるような受け皿（体制）づくりについても検討していく必要がある。	現行どおり （今後も議会事務局が執行部との連携を図りながら、議員のサポートを行う）
(2) 公正で市民に開かれた議会					
ア 議員定数について [提案理由] 今期の議員任期も残り1年半余りとなったことから、来期に向け、議員定数の適正数について検討する。 [概要説明] 現在の議員定数27人が適正かを検討する。	【法律】地方自治法第91条第1項（市町村議会の議員の定数） 【条例】小田原市議会議員定数条例	議長	・議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において協議され、「減らすべき（5会派）」と「増やすべき（1会派）」の意見を併記する形で答申された。 ・平成30年12月定例会で議員定数条例の改正（28人→27人）が行われた。 ※平成31年4月の一般選挙から適用	・令和5年4月の市議会議員選挙を控え、本市議会を取り巻く環境や、社会情勢の変化等を考慮し、多様な視点から検討する必要がある。 ・議員定数の見直しにあたっては、委員会の委員定数のあり方も検討する必要がある。	併記（定数減→6会派・定数増→1会派）
イ 政務活動費と議員報酬について [提案理由] 政務活動費に係わる事務作業の削減及び事務局の負担軽減を図る。政務活動費の用途内容を考慮すると、ゼロとしても資金使途は変わらないと思う。 [概要説明] 政務活動費をゼロとし、報酬を引き上げる。引き上げ幅としては、50,000円が妥当と考える	政務活動費 【法律】地方自治法第100条第14項～第16項 【条例】小田原市議会政務活動費の交付に関する条例 【規程】小田原市議会政務活動費に関する規程 【その他】小田原市議会政務活動費執行の手引き	会派	・政務活動費については、代表者会議において、令和4年度の予算要求にあたり、減額の提案があった。 ・その際、「令和4年度予算は削減しないこと」、「今後、議会改革の案件として（本議会改革検討委員会）協議すること」が決定された。 ・議員報酬については、特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成16年4月1日から、議長、副議長、議員それぞれ月額3千円引き下げた経過がある。	・政務活動費は、地方自治法第100条で、「その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付することができる」と規定されており、活動に対する補助金的な位置づけのものである。 ・報酬、期末手当、費用弁償は、地方自治法第203条で支給が規定されており、給与その他の給付との位置づけのものである。 ・法的に、両者の位置づけは全く別の性質のものであり、別々に考える必要がある。	現行どおり（月額65,000円）
	議員報酬 【法律】地方自治法第203条第4項（議員報酬及び費用弁償） 【条例】小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例 【条例】小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例				・地方自治法の規定上、報酬、期末手当、費用弁償のみ支給可能であり、独自に「手当」を創設し、支給することはできない。 ・「報酬」の支給区分を条例改正し、現在の3区分（議長、副議長、議員）を、4区分（議長、副議長、委員長職にある議員、議員）とし、一般議員と委員長職にある議員の報酬の支給額を別々に定めることは可能と思われる。（月額報酬は期末手当額にも影響する。） ・報酬額の引上げには、特別職報酬等審議会の審議が必要である。
ウ 常任委員会等委員長手当について [提案理由] 各常任委員長等の委員長の負担と責任を考慮し、手当を付ける。 [概要説明] 1か月10,000円の委員長手当を設ける。	【条例】小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例	会派	・議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において、議員報酬については議員定数の在り方と関連して協議され、検討の結果「現状維持とすべきである」との結論に至っている。	・地方自治法の規定上、報酬、期末手当、費用弁償のみ支給可能であり、独自に「手当」を創設し、支給することはできない。 ・「報酬」の支給区分を条例改正し、現在の3区分（議長、副議長、議員）を、4区分（議長、副議長、委員長職にある議員、議員）とし、一般議員と委員長職にある議員の報酬の支給額を別々に定めることは可能と思われる。（月額報酬は期末手当額にも影響する。） ・報酬額の引上げには、特別職報酬等審議会の審議が必要である。	

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革推進委員会（平成30年）
エ 政務活動費交付額の削減について [提案理由] 令和3年9月21日代表者会議で議会費の考え方についての協議を行った際、 <u>政務活動費の交付額の削減</u> を議会改革の案件とすることになったもの。 [概要説明] 9月21日の代表者会議では、市の厳しい財政状況等を踏まえ、現在、議員一人当たり月額6万5千円、年間78万円交付を、月額6万円、年間72万円にする提案がありました。 （参考：議員27人分の年間削減額162万円）	政務活動費 【法律】 地方自治法第100条第14項～第16項 【条例】 小田原市議会政務活動費の交付に関する条例 【規程】 小田原市議会政務活動費に関する規程 【その他】 小田原市議会政務活動費執行の手引き	代表者会議	・議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において「政務活動費の各議員の執行の状況については、多数の議員が規定の政務活動費以上の金額を支出しており、議員の実績から適切な額を執行していると判断する。このため、支給額については、減らすべきとの意見もあったが、現状維持の月額6万5千円とすべきである」との結論に至っている。	・交付額については本市の財政状況、実際の執行状況等も踏まえながら、総合的に検討していく必要がある。	
オ 政務活動費手引きの見直しについて （インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について） [提案理由] 政務活動費のより適切な取扱いに向けて、検討する。 [概要説明] インターネット回線使用料について、1/2位かの額に按分かつ上限額を設けることとする。コピー機リース代について、1/2以下の額に按分かつ上限額を設けることとする。なお、各上限額については、本案件を検討する際に協議する。	政務活動費 【法律】 地方自治法第100条第14項～第16項 【条例】 小田原市議会政務活動費の交付に関する条例 【規程】 小田原市議会政務活動費に関する規程 【その他】 小田原市議会政務活動費執行の手引き	会派	・議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において、「ガソリン代、携帯電話代の上限の設定及び携帯電話の所有台数の設定」が協議され、「ガソリン代、携帯電話代は月額1万円を上限とし、携帯電話の名義は本人名義で1台とすべき」との結論を得て、手引きの見直しに至った経過がある。	・原則として、使用実態に合わせて按分いただいているが、ガソリン代や携帯電話料金のよう、個別に按分等の取扱いを手引きに明記しているものもある。 ・今回提案のインターネット回線使用料及びコピー機リース代についても按分等の取扱いを手引きに明記するか否かについて、また、上限額を定める場合にはその額について検討する必要がある。	
(3) 市民参加の機会の拡充					
ア 請願環境の整備について [提案理由] 当議会における請願提出の機会は極端に少ない状況がある。現行の請願提出から審査、採決に至るまでの過程に一因があるかもしれないことから、 <u>請願を提出しやすい環境を整える</u> 必要がある。 [概要説明] 現行の請願審査では、 <u>紹介議員が提案説明の後に通告なしの質問を受ける</u> 必要があり、 <u>請願者との綿密な意思疎通を</u> 図らなければならない等の負担が重い。	【法律】 地方自治法第124条（請願の提出）	会派		・本市議会あての請願は、平成24年11月以降、提出はない。 ・本市議会では、 <u>陳情審査</u> にあたり、 <u>委員会審査</u> （陳情者の意見陳述可）を経た上で本会議での採決を行っている。 <u>請願のように紹介議員も必要とせず、また意見陳述の機会もあることから、請願ではなく陳情の提出に流れているのではないかと推察される。</u>	
(4) 行政監視機能の強化					
ア 効率的な議会運営について （ア）議会選出監査委員の選任について [提案理由] 現状、選任については各会派調整の上、決定しているが、 <u>議長、副議長の就任前の役職として認識</u> されている感がある。その概念を考え直し、 <u>監査委員の活性化</u> を図る。 [概要説明] <u>議長、副議長経験者への門戸を広げ、監査委員の認識を改める。</u> ※急な展開には無理があると考え、来期、試行的に2年かつ、若手・ベテランでやってみて検証する。機能的に動ける監査委員としたい。 ※議会改革で話し合うべき課題でもないが、役職を決めるときには時間がないため、提案する。	【法律】 地方自治法第196条（監査委員：選任及び兼職の禁止） 【慣例】 議会慣例2（任期）・7（議会推薦）	会派		・議選監査委員の選出については、 <u>市長からの依頼</u> （議会あて候補者の推薦依頼）を踏まえ、最終的に市議会として絞込みを行い、 <u>市長へ推薦</u> している。	

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革推進委員会（平成30年）
<p>(イ) 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について</p> <p>〔提案理由〕 市民に開かれた議会、より分かりやすい議会を目指し、また議会での議論の活性化を図るため、代表質問及び一般質問の1回目を除く全ての会議において「一問一答方式」を選択できるようにする。</p> <p>〔概要説明〕 「一括質問・一括答弁方式」は、まとめて質問するため、質問全体の趣旨がわかりやすい反面、答弁もまとめて（一斉に）行われるため、質問と答弁との関連性が分かり難いという難点がある。一方、「一問一答方式」は、案件に対する疑問点をひとつずつ取り上げ、納得いくまで質疑、答弁を繰り返す対話方式になることから、論点・争点がわかりやすく、深く掘り下げた審議・議論も可能となる。</p>	<p>【規則】 小田原市議会会議規則第53条 【慣例】 議会慣例64 【その他】 当初予算等の審査方法の運用について 決算認定案等の審査方法の運用について</p>	会派		<p>・質疑・質問に関しては、「審査の充実」と「効率的な議会運営」という観点を踏まえ、「時間（審査時間）」、「量（審査対象）」及び「方法（簡潔質疑）」の在り方（バランスなど）を総合的に検討する必要がある。（（イ）～（エ）を一括して検討する必要がある。）</p> <p>(イ)</p> <p>・「一問一答方式」は、1つの質問に対し1つの回答をする方式のため、論点がわかりやすく、また質問事項を深く掘り下げていくこともできるが、その分、「一括質疑・一括答弁方式」に比べ時間がかかる（委員会は「質問時間の制限」を設けていないため）ことが想定される。</p>	
<p>(ウ) 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>〔提案理由〕 開会中の審査の充実を図るため。 〔概要説明〕 委員会の報告事項を十分時間をとって審査する。（議案多くあり、かつ報告案件も多いときは、報告案件だけでも次の日に回すなどし、十分時間を取って審査する）</p>	<p>【法律】 地方自治法第109条（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会） 【条例】 小田原市議会委員会条例</p>	会派		<p>(ウ)</p> <p>・常任委員会における審査時間の確保にあたっては、審査日数を増やす方法のほかにも、質疑方法の見直し（簡潔な質疑の励行、文書質問制度などの補完方法の採用）なども含め、総合的に検討する必要がある。</p>	
<p>(エ) 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）</p> <p>〔提案理由〕 常任委員会における報告事項（所管事務調査）については、説明を要するものは重要事項のみとし、その他の事項については、資料を配付し、その内容に対する質問と回答を書面でやり取りする「文書質問制度」を採用する。</p> <p>※「重要事項」の定義 「委員会における質の高い審査を実現するための準備となり得る事項」（単に「重要事項」とすると従前とさほど変わらない状態になる。）例として、今後予算や議案審議が予定されている案件等が該当する。</p> <p>〔概要説明〕</p> <p>【背景】 混迷する社会情勢や市民の多様で高度化した行政ニーズを背景に、報告事項が従前と比較して、あらゆる分野に広がっており、それに伴い質疑時間が増長するなどして会議時間が長引いている。議論を尽くすことは、議会の重要な役割ではあるが、非効率な議会運営によって、周囲が空虚感や不快感を抱き、それが議会への不信感に繋がってはならない。また、これまでも指摘されている、多くの職員の時間外を含む待機時間が増加していることにも、あらためて目を向けなければならない。</p> <p>【効果】 本制度を採用することにより、合理的で効率的な委員会運営が可能となり、議会基本条例で標榜する「市民にとって分かりやすい議会の運営」の実現に結び付くとともに、執行部の議会に対する、より積極的な情報提供を喚起させる効果も生まれる。</p>	<p>【法律】 地方自治法第120条（会議規則） 【規則】 小田原市議会会議規則 ※現在、文書質問制度に係る規定なし</p>	会派		<p>(エ)</p> <p>・「文書質問制度」の導入にあたっては、その「位置づけ」や「公開有無」のほか、執行部への負担も踏まえ、「期間」や「対象」を限定することなどの検討が必要である。</p>	

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革推進委員会（平成30年）
<p>(オ)委員会におけるオンライン会議の導入について</p> <p>[提案理由] 大規模な災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により、委員が委員会の開催場所への参集が困難である場合など、特に必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる「オンライン委員会」を開催できるようにする。</p> <p>[概要説明] 令和2年4月30日付け総務省行政局行政課長通知 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について</p> <p>【抜粋】 各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。 同通知もあり、市町村議会におけるオンライン委員会が急速に広がりつつある。</p>	<p>【条例】 小田原市議会委員会条例 ※現在規定なし（導入時は委員会条例の改正を要する）</p>	<p>会派</p>		<ul style="list-style-type: none"> 委員会のオンライン開催に関し、本市議会では、総務常任委員会（令和3年2月5日）において、オンラインを用いた会議を試行しているが、これは委員と執行部の部屋を分け、部屋同士をオンラインでつなぐ形のものである。 各自が自宅などから参加する形でのオンライン会議を開催するためには、委員会条例等の改正措置のほか、各種環境整備も必要となる。 現在、全国市議会議長会等で、標準会議規則・標準委員会条例の改正に向けた検討が行われているとのことであり、これらの動向を踏まえ、検討していく必要がある。 	
<p>(カ)予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について</p> <p>[提案理由] 決算特別委員会現地査察については、運用において「委員会審査終了後に実施し」と規定されているが、現在、また今後のコロナ禍を考慮し、予算特別委員会現地視察と同様、「実施について都度協議するもの」とする。そこで、現地視察、あるいは現地査察が実施されない場合、審査日程に余裕が出ることになる。なお、近隣市では実施されていないことが多い。</p> <p>[概要説明] 【現状】 予算特別委員会現地視察については、運用において「実施について都度協議するもの」とあるが、決算特別委員会現地査察については、運用において「委員会審査終了後に実施し」と必須のように規定されている。また、現地視察、あるいは現地査察が設けられることにより、審査日程において、必ず1日は要することとなる。なお、近隣市では現地視察、あるいは現地査察が実施されていないことが多いため、その効果について、協議する必要がある。</p>	<p>【その他】 当初予算等の審査方法の運用について 5 現地視察 【その他】 決算認定案等の審査方法の運用について 5 現地査察</p>	<p>議長</p>		<ul style="list-style-type: none"> 本市議会では、従前から予算特別委員会の現地視察、決算特別委員会の現地査察を実施している。（昭和40年代の会議録を確認したところ、当時から実施していたことを確認） 現地視察及び現地査察については、法的に実施しなければならないものではなく、本市議会においては事実上の行為として実施され現在に至っている。 	
<p>(キ)陳情の取扱いについて</p> <p>[提案理由] 議会運営委員会で協議が継続中のため</p> <p>[概要説明] -</p>	<p>【規則】 小田原市議会会議規則第90条（陳情書の処理）</p>	<p>会派</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「議会運営委員会における協議項目（会派提案）」として議会運営委員会（令和2年8月26日）において提案された。 「持参された陳情については、全て各委員会に付託され審議されているが、中には個人的な要望や、毎年同じ内容の陳情が出たり、市外の陳情者や、直接市の事業でないものなどがある」とのことから、「陳情審議として対象とすべき陳情内容と陳情提出者について検討すべき」とする趣旨の提案 議会運営委員会で、複数回の協議を経たが、令和3年2月26日の委員会において「陳情の取扱いについては、ひとまず協議を終結して、改めて協議の場を設ける」ことで了承された状況で、現在に至っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 陳情書の取扱いについて、参考書籍等で「議長は陳情を受理する義務はあるが、その取扱いは、請願と異なり、すべての陳情について採択、不採択の結論を出すことは義務づけられていない」と示されている。 委員会の審査のあり方と合わせての検討が必要となってくる。 	

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革推進委員会（平成30年）
(5) 市民に分かりやすい議会					
ア 議長・副議長選挙における所信表明について （副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について） [提案理由] 議長のみでなく、それぞれの決意表明を聞きたいため。 市民の代表となる議長等の所信表明を市民が聞くことは市民の議会への関心を高める上で大切と考えるべきであるため。 [概要説明] それぞれの就任したい理由を聞きたい。それぞれの就任したい理由を市民に伝える。	【その他】 議長選挙における所信表明演説の実施について	会派	<ul style="list-style-type: none"> 議長選挙における所信表明演説は、平成21年5月の議長選挙での試行的実施にはじまり、議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）での「本格実施とすべきである」との最終答申を踏まえ、平成31年1月28日の議会運営委員会において協議した結果、規定は変更せずに、本格実施することとされ、現在に至っている。 副議長選挙については、「議長選挙における所信表明演説の実施について」の欄外において、「その都度協議したが、実施していない」との記載がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市議会では、議長・副議長選挙に際し候補者の絞込みを行っているが、これは法的な立候補制と異なるため、選挙による法的拘束力はなく、絞込みされた候補者が所信表明演説を実施しても、必ずしも選任されるものではない。 本市議会では議長選挙に際してのみ所信表明演説（公開なし）を実施しているが、一般公開にあたっては、事前周知などの面で課題もある。 正副議長の考え方や方針の公開については、市民等に対し、「市議会だより」で、正副議長の就任挨拶（議会運営に対する決意など）を掲載している。 	
イ 議会選出監査委員の選任における所信表明について （所信表明の実施、所信表明の市民への公開について） [提案理由] 所信表明を市民が聞くことは市民の議会への関心を高める上で大切と考えるべきであるため。 [概要説明] 就任したい理由を聞きたい。就任したい理由を市民に伝える。	【法律】 地方自治法第195条（監査委員の設置及び定数） 【法律】 地方自治法第196条（選任及び兼職の禁止） 【慣例】 議会慣例7	会派		<ul style="list-style-type: none"> 議選監査委員の選出については、市長からの依頼（議会あて候補者の推薦依頼）を踏まえ、最終的に市議会として絞り込みを行い、市長へ推薦している。 	
ウ 議事録電子化の推進について [提案理由] 市民や議員の調査活動に資するという点でも、議事録閲覧の利便性向上という観点からも、過去の議事録について電子化を進めることが必要。特に、フィルムによる保存となっている委員会議事録などは、読み取り機器の劣化や、廃盤も想定され保存が急がれる。 [概要説明] 市民や議員が利用しやすくし、劣化を防ぐため	会議録 【法律】 地方自治法第123条（会議録） 【規則】 小田原市議会会議規則第4章（会議録） 【条例】 小田原市議会委員会条例第29条（記録） マイクロフィルム 【規程】 小田原市文書管理規定 【規程】 小田原市マイクロフィルム文書管理規程	会派		<ul style="list-style-type: none"> マイクロフィルムは、写真のネガのようなものであり、データ改ざんされにくく、メディアの耐久性があるといった点から、議事録をはじめとする永年保存の公文書は「保存」という観点でマイクロフィルム化が行われている。 マイクロフィルム化については、関係所管と協議の上、総務課が実施している。 公文書の電子的な管理については、今後の、市としての公文書管理の在り方等による部分がある。 	

※「項目」の欄における「提案理由」及び「概要説明」については、議長からの諮問に「別紙」として付されていたもの（会派等からの提案内容）をそのまま記載している。

※資料における下線については、資料説明においてポイントとなるとと思われる箇所について事務局側で付したものの